

公立大学法人宮崎公立大学における情報公開に関する規程

平成19年4月1日

規程第36号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮崎公立大学の保有する文書（以下「法人文書」という。）についての公開の請求等について定めること等により、組織及び運営の状況を住民に明らかにする責務を全うすることを目的とする。

(情報公開)

第2条 公立大学法人宮崎公立大学が管理する法人文書における公開の請求及び情報公開の取扱い並びに手数料については、宮崎市情報公開条例（平成14年宮崎市条例第3号）及び宮崎市情報公開条例施行規則（平成14年宮崎市規則第38号）により市長が管理する公文書の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。